

値である

(四) よつて支部及工場分会の規定を挿入明記した。

三、機関——最高機関としての大会と独立して理事會を主持すること

は、その理事會が決議をしたのみであつて執行に關しては全然責任を負ふ

大会に於て選出せられたる執行委員會のみが責任を負ふと云ふ原則

があつた。又専門部活動の内省を缺いた點があつた。

これは次の如く改めた。

(四) 従来より理事會及執行委員會を廢して、改めて執行委員會及常任執

行委員會を置き、其責任を明確にした。

四、専門部、活動を便するしむるために、教育部と出版部とを合せ教

育出版部とした。調査部に情報に關する機能を加へ、調査情報部

とした。

三、役員——本組合役員に對する概念を明確にし、其改廢新設を

行つた。

(一) 会長制を廢し、委員制の確立。

(二) 専門部長は役員であること。

(三) 会計監査役を廢した。

### 日本労働組合 東京合同労働組合規約草案

#### 第一章 名稱及目的

第一條 本組合ハ東京合同労働組合ト稱ス

第二條 本組合ハ日本労働組合評議會ニ加盟シ、其宣言、綱領及び

決議、遂行ニ努メ東京地方ニ於ケル産業別労働組合組織ノ完

成ヲ助成スルコトヲ以テ目的トス

#### 第二章 組織

##### 第一節 加盟及脱退

第三條 本組合ハ東京地方ニ於ケル各種産業ニ従事スル労働者ヲ以

テ組織ス

第四條 本組合ニ加入セントスル者ハ別ニ定ムル所ニ從テ加入金或

拾銭組合費一ヶ月分ヲ添ヘテ加入希望者ノ勤務スル工場所在

地ヲ統轄スル支部又ハ本部ニ申込ムルトス

本部ハ加入希望者ノ申込ニ對シテ規定ノ條件ヲ具備スル

ヤ否ヤヲ審査シ其加入ヲ許可スルモノトス

第五條 本組合ヲ脱退セシトスル者ハ其理由ヲ明記シ本組合ニ關ス

ル一切ノ關係ヲ離脱スヘキ條件ヲ具備シテ所屬支部又ハ本部